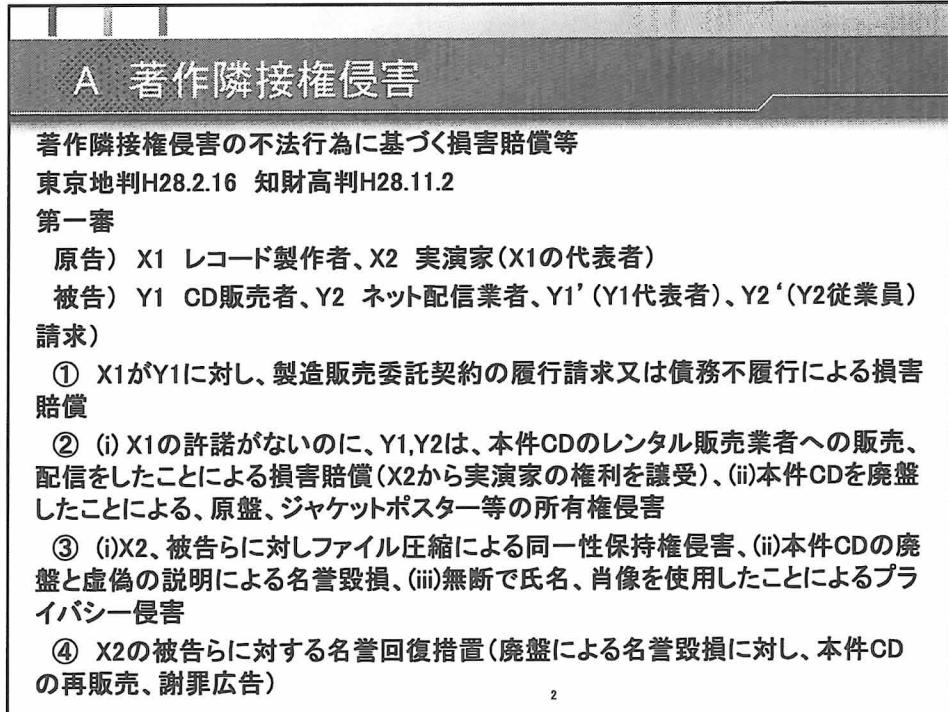


1



2

1 第1審

前提事実)

- 1 X1はY1との間で本件原盤を音源とする音楽CDの製造販売委託契約を締結し、同契約に基づき、本件CDの量産及び販売チラシ製作のための実費及び報酬支払い
- 2 Y1はY2に対し、本件CD及び本件楽曲の配信を委託(担当者Y2')
- 3 Y2は、本件CDの廃盤を決定し、Y2'は、その旨をY1'に通知。Y1'はそれをX2に通知
- 4 X1代表者がDMMで本件CDがレンタルされているのを知り、DMMに抗議。DMMでクレームとして処理され、DMMの仕入れ先がY2に抗議。
- 5 Y2は上記抗議を受け、Y1の承諾を受け、廃盤処分

3

2 一審の争点

- ①X1のY1に対する印税及び債務不履行請求
 - (1)販売数に基づき印税認容
 - (2)Y1は販売義務を負っているところ、廃盤措置以降、販売をしていないことは債務不履行
 - (Y1は、X1代表者がレンタル停止を求めたことを解除通知である旨主張したが認めず。また、レンタル停止を求めるることは正当な権利行使であり、解除事由に該当せず)
 - (3)損害額は、販売期間と数量から推定
 - ②被告らのX1に対する不法行為
 - ・レンタル、配信についてX1の許諾が認められない(「商品化に関わるすべての業務」とあっても収入配分がないので、含まれない)

4

2 一審の争点

②被告らのX1に対する不法行為

(1)Y1、Y1'について

レンタル、配信についてX1の許諾が認められない

(「商品化に関わるすべての業務」とあっても収入配分がないなどの理由から、これらも含まれていたとは認められない。默示の同意もなし。)

(2)Y2について

契約の当事者としては、相手方の利用許諾権限の有無を確認する注意義務があり、これを怠って著作物を利用した場合、第三者に対する不法行為責任を負う。

(認定:Y2は、契約締結時に、Y1には、原盤権、実演家の権利を有していないことを認識していたところ、調査をした様子はない)

(3)Y2'： 一介の従業員であり、故意・過失認められず

2 一審の争点

③ 原盤廃盤による所有権侵害

廃盤が直ちに廃盤その他の販促品の所有権侵害ではない

④ 無断レンタル及び無断配信による損害

(1)レンタルにつき114条2項

レンタルレコード使用料 × Y2がレンタル店に販売したCD枚数

(2)無断配信(ダウンロード回数から)

調査嘱託を採用せず

⑤ X2の実演家人格権損害

圧縮はやむを得ない改変である

⑥ 廃盤による名誉毀損

認めず

⑦ プライバシー権侵害（音楽活動に関連したものあり、侵害なし）

⑧ 名誉回復措置 不要

2 一審の争点

1審判決)

- 1 印税等 35万5071円
- 2 債務不履行損害(廃盤) 14万5029円
- 3 著作隣接権侵害
無断レンタル2000円
無断配信 5077円
弁護士相談費用認めず

7

3 控訴審の争点

当事者)

控訴人: Y2(配信業者)

被控訴人: X1

争点)

① Y2の過失

Y2は、X1の許諾がないことを知りながら、敢えてレンタル販売、配信を行ったとは認められない

② 附帯控訴で請求の拡張

8

3 控訴審の争点

Q1 許諾の有無を確認すべき注意義務を負うか？

- 前提) (i)Y1が隣接権を有していないことを認識
(ii)Y2は一部上場で、配信等を業とする企業
(iii)Y1は、規模も小さくY2との取引実績も低い

→ 条理上、許諾の有無を確認すべき注意義務あり

Y2の主張)

Y1は、CD等の取扱に十分な知識・経験を有し、業界の信用もあったのだから、表明保証の違反を疑わせる特段の事業がない限り、契約内容の確認で足りる

裁)

- ① 裁判所)Y1とY2の間の負担割合を定めたもので、第三者との関係で、Y2の責任を減免せず
② X2に直接確認をすれば、権利侵害は回避できた

3 控訴審の争点

Q2 附帯控訴による損害額

裁判所)114条の5

レコード製作としての本件原盤に係る送信可能化権及び実演家としての本件実演に係る送信可能化権の侵害による損害額を立証するために必要な事実を立証することは、当該事実の性質上極めて困難なものといわざるを得ない。

そこで、著作権法114条の5により、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、事実審の口頭弁論終結日である平成28年9月28日までの本件楽曲の無断配信の回数は、400回と認める。

Cf 弁護士相談料

原審の早い段階で同弁護士を解任し、以後、自ら訴訟を追行
弁護士相談料は不法行為と因果関係のある損害ではない

B サンプリング裁判例(外国) 1

米国

VMG Salsoul, LLC v. Ciccone, 824 F.3d 871 (9th Cir. 2016)

事案)
 “Ooh I Love It (Love Break)”の楽曲及び録音物(Sound Recording)著作権者が“Vogue”の歌手(マドンナ)及びプロデューサーを、前記楽曲中からサンプリングにより音を使用し、著作権を侵害したと主張

経緯)
 1審は、summary judgementで原告勝訴
 被告 控訴

11

B サンプリング裁判例(外国) 1 Salsoul

裁判所の判断)
事実)
 ①原告が録音した*Ooh I Love it (Love Break)*中の0.23秒のホーンの音をサンプリングし、*Vogue*中で使用した。
<http://www.bbc.com/news/entertainment-arts-36442456>
 ②*Vogue*中のhorn hitは、*Love Break*中と同じ形態で使われる(5, 6回)
判断)
 1) De Minimis
 A “use is de minimis only if the average audience would not recognize the appropriation.”
 2) 音楽及びSound Recordingについて
 A reasonable jury could not conclude that an average audience would recognize an appropriation of the *Love Break* composition.
 3) Sound RecordingとDe Minimis
 別事件の結論(6th Circuit)
Bridgeport Music, Inc. v. Dimension Films, 410 F.3d 792 (6th Cir. 2005)

B サンプリング裁判例(外国) 2 Bridgeport

事案)

音楽の著作権者が動画プロデューサーに対し、著作権侵害の主張
音楽及び録音物の一部が動画のサントラに使われる

裁判所の判断)

サンプリングに対する著作権侵害には、実質的類似性やde minimisの検討は必要とされない。

13

B サンプリング裁判例(外国) 3 ドイツの事案

ドイツ連邦憲法裁判所2016年5月31日判決

経緯)

2004年 ハンブルク州裁判所 ドイツ著作権法85条1項に基づく著作権侵害

2007年 被告控訴するが、敗訴

2008年 連邦通常裁判所

「自由な使用」の場合にあたるかについて差し戻し

2011年 差し戻し審

同様のリズムパターンを自分で作れるのに、サンプリングは許されない

2013年 上告審 前記判断を維持(芸術の自由に違反しない)

誤った憲法解釈であるとして、憲法異議申立

憲法裁判所：破棄差し戻し

著作権法上の例外規定の解釈の際、他者の作品の一部を自己の作品に取り入れることも芸術表現・創作の手段として許される

14